同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「前項」を「第六項から第八項まで」に、「同項」を「これらの規定」に、「規定の適用を」を「いずれかの規定の適用を」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（当該構成会社等の所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等（企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる構成会社等として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が含まれるものに限る。）が各対象会計年度において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該所在地国に係る第二項第一号イに規定する当期国別国際最低課税額は、零とする。

一　イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十五以上であること。

イ　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額及び我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る当該所在地国の税額に関する事項のうち財務省令で定めるものに係る金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。）の合計額として政令で定める金額

ロ　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を減算した金額に、我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る当該所在地国の収入金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。）を加算した金額として政令で定める金額

二　前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る第二項第一号イ⑵に掲げる金額以下であること。

9　第三項の規定は、前項の所在地国を所在地国とする第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八項第一号」と読み替えるものとする。

第八十二条の二第五項の次に次の一項を加える。

6　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、各対象会計年度の当該自国内最低課税額に係る税が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国に係る第二項第一号から第三号までに定める金額（当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあつては、当該構成会社等の同項第四号から第六号までに定める金額）は、零とする。

一　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令が、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における前条第二十六号に規定する当期純損益金額の計算に関する規定と同様であると認められる規定が設けられている法令として政令で定めるものであること。

二　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令が、最終親会社等又は被部分保有親会社等が当該対象会計年度開始の日からその終了の日までの期間において当該国又は地域を所在地国とする全ての構成会社等に係る持分の全てを有する場合にのみ自国内最低課税額に係る税を課することとされているものでないことその他の政令で定める要件を満たすものであること。

第百五十条の三第一項中「。第一号」を「。第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。ロ及び第三項において同じ。）の名称、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国ごとの第八十二条の二第二項第一号イ⑶（国際最低課税額）に規定する国別実効税率の水準その他の財務省令で定める事項

ロ　当該内国法人が最終親会社等その他の財務省令で定める構成会社等に該当する場合　イに定める事項及び当該特定多国籍企業グループ等の第八十二条の二第一項に規定するグループ国際最低課税額に関する事項として財務省令で定める事項

第百五十条の三第一項第二号中「、第八項若しくは第九項」を「から第八項まで、第十一項若しくは第十二項」に、「を同条第十項」を「（同条第八項を除く。）を同条第十三項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該代表して提供するものとされた法人に係る同項の規定の適用については、同項中「次項」とあるのは、「（次項前段の規定により当該事項を提供することを要しないこととされる法人に係る当該事項を含む。同項」とする。

第百五十条の三第三項中「（第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「に相当する情報」を「当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が第一項の規定により提供することとされているものの全部を含むものに限る。）に相当する情報」に改める。

附則第十九条の三を削る。

別表第二損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「確実なもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第六号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託（第二十一条の三第一項第一号及び第四号において「公益信託」という。）の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）

第十二条第二項中「その」を「当該」に、「において、なお」を「までに」に、「をその」に、「供していない場合においては」を「供しない場合又は供しなくなつた場合には、同項の規定にかかわらず」に、「課税価格」を「相続税の課税価格」に改める。

第二十一条の三第一項第一号中「財産」の下に「及び公益信託から給付を受けた財産」を加え、同項第三号中「確実なもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　公益信託の受託者が贈与により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）

第二十一条の三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「同項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「相続税」とあるのは「贈与税」と読み替えるものとする。

第五十九条第五項中「が百」を「が三十」に改める。

附則第二十四項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項の第三欄中「の取得登記又は」を「（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）又は」に、「権利」を「権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）」に改め、同表の一の二の項の第三欄の第一号中「（賃借権を含む。以下同じ。）」及び「（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）」を削り、同欄の第二号中「（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）」を削り、同表の十六の項を次のように改める。

十六	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。